

山口県報



平成26年
10月14日
(火曜日)

○条例
山口県がん対策推進条例

目 次

山口県知事 村岡嗣政

山口県がん対策推進条例をここに公布する。
平成二十六年十月十四日

山口県条例第四十号

山口県がん対策推進条例

がんは、本県における死亡原因の第一位を占めており、高齢者だけでなく、子どもや働き盛りの成人など、誰もが罹患する可能性があることから、県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている。

がんの要因には様々なものがあるとされているが、生活習慣に起因するがんについては、その改善を図ることにより発症のリスクを低下させることが可能であり、また、定期的にがん検診を受診し、早期発見及び早期治療に努めることで治癒率を高めることも可能となっている。

このため、本県では、山口県がん対策推進計画に基づき、様々な対策に取り組んでいるところであるが、依然としてがん検診の受診率が全国に比べて低い水準で推移し、がんによる死亡率も全国で上位にあるなど、がんの予防、早期発見及び早期治療の重要性に対する理解が県民の間に定着しているとは言い難い状況にある。

また、がん患者の意向を十分に尊重した医療、緩和ケア等の充実や就労支援を含む生活支援、希少で多種多様な小児がんへの対応など、全てのがん患者及びその家族を社会全体で支える体制を整備していくことも重要な課題となっている。

こうした認識のもと、私たちは、全ての県民が自分らしく健やかで心豊かに生活することができるよう、県民一人一人ががんに対する正しい知識を持ち、がん対策の取組の重要性に対する理解を深めるとともに、県、市町、医療機関をはじめとした関係機関が連携協力して、がんから

県民の命と健康を守るための総合的な対策を県民総ぐるみで推進することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、がん対策について、基本理念を定め、並びに県、県民、保健医療福祉関係者及び事業者の責務又は役割を明らかにするとともに、がん対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「保健医療福祉関係者」とは、がんの予防、がん検診、がんに係る医療（以下「がん医療」という。）又はがん患者に対する介護に従事する者及びがんに関する知識の普及啓発を行う者をいう。

2 この条例において「緩和ケア」とは、がん患者及びその家族の身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和し、生活の質を向上させることを目的とする医療、看護、介護、相談その他の行為をいう。

3 この条例において「がん登録」とは、がん患者の罹患、診療、転帰その他の状況を把握し、及び分析するため、がんに係る情報を登録する制度をいう。

(基本理念)

第三条 がん対策は、県民一人一人がその重要性を理解し、自らがんの予防及びがん検診の受診に積極的に取り組むとともに、県、保健医療福

祉関係者及び事業者がその責務又は役割を自覚し、がん患者及びその家族を含む県民の視点に立つことを基本として推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定するがん対策に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、山口県の特性及び地域の実情に応じたがん対策に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、がん対策に関する県民の理解及び関心を深めるため、適切な情報の提供及び普及啓発に努めるものとする。

(市町等との連携)

第五条 県は、がん対策に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、がん検診その他の住民に身近なサービスの実施主体である市町及び関係機関との連携に努めるものとする。

2 県は、市町が自主的かつ主体的に行うがん対策を促進するため、情報の提供及び専門的又は技術的な支援その他の必要な支援を行うものとする。

(県民の責務)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、がんに関する正しい知識を持ち、日常生活において自らがんの予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、がん検診を積極的に受診し、がんの早期発見及び早期治療に努めるものとする。

(保健医療福祉関係者の役割)

第七条 保健医療福祉関係者は、がんの予防及び早期発見並びにがん医療の推進並びにがん患者及びその家族が必要とする介護、相談支援及び情報の提供に努めることによって、がん対策の推進に積極的な役割を果たすものとする。

(事業者の役割)

第八条 事業者は、その事業所で雇用する従業員（以下「従業員」という。）に対するがんの予防、がん検診の受診等に関する啓発等に努めることによって、がん対策の推進に積極的な役割を果たすものとする。

(がんの予防の推進)

第九条 県は、がんの予防を推進するため、食生活、飲酒、喫煙、運動その他の生活習慣及びウイルス等の感染が健康に及ぼす影響についての知識その他のがんの予防に関する知識の普及啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(がん検診の推進)

第十条 県は、がん検診を推進するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。
一 がん検診の有効性、精密検査の意義、がんの早期発見による予後の改善、治療に係る身体的又は経済的負担の軽減等に関する知識の普及啓発を図ること。
二 がん検診を受診しやすい環境の整備の促進等によりがん検診の受診率の向上を図ること。
三 がん検診に携わる医療従事者の知識及び技能の向上を図るための研修の機会の確保等によりがん検診の質の向上を図ること。

2 事業者は、従業員のがん検診の受診の機会が確保されるように、がん検診の実施又は市町が実施するがん検診を受診しやすい就業環境の整備に努めるものとする。

(がんに関する教育の推進)

第十二条 県は、市町、教育機関及び保健医療福祉関係者並びにがん患者及びその家族等により構成される民間の団体その他の関係団体と連携し、学校その他の教育機関において児童及び生徒ががんに関する正しい知識及び理解を深めるための教育を推進するものとする。

(がん医療の充実)

第十二条 県は、全てのがん患者がその居住する地域にかかわらず適切ながん医療を受けることができるよう、がん医療の充実を図るため、がん診療連携拠点病院（専門的ながん医療の提供等を行う医療機関として厚生労働大臣が指定した病院をいう。以下同じ。）等と連携し、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

一　がん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師、看護師その他の医療従事者並びにがん患者に対する介護に従事する者の育成及び確保を図ること。

二　がん診療連携拠点病院等の整備及び機能強化を図ること。

三　がん診療連携拠点病院等とその他の医療機関との連携協力体制の整備及び強化の促進を図ること。

四　がん患者及びその家族の意向を踏まえた在宅でのがん医療及び介護の提供のための保健医療福祉関係者相互間の連携協力体制の整備及び強化を図ること。

(緩和ケアの充実)

第十三条 県は、緩和ケアの充実を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

一　緩和ケアに関する県民の正しい理解を深めるための啓発及び知識の普及を図ること。

二　緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する医師、看護師その他の医療関係者の育成及び確保を図ること。

三　がん患者の状況に応じて速やかに緩和ケアの提供を行う体制の整備の促進を図ること。

(がん患者等に対する支援体制の充実)

第十四条 県は、がん患者の生活の質の向上並びにがん患者及びその家族等の精神的な不安等の軽減を図るため、がん診療連携拠点病院等と連携し、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

一　がん患者及びその家族等に対する相談支援の体制の整備を図ること。

二　がん患者及びその家族等により構成される民間の団体その他の関係団体によるがん対策に資する活動を支援すること。

(就労等の支援)

第十五条 県は、がんに罹患した者の就労、就学及び社会活動への参加を支援するため、がんの罹患及び治療の現状、治療後の健康の回復等に関する事業者、従業員その他県民の意識の啓発に努めるものとする。

2 事業者は、従業員又はその家族ががんに罹患した場合においても、従業員が働きながら治療を受け、若しくは療養し、又はその家族を看護することができるよう必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

3 県は、前項の雇用環境の整備を促進するため、医療機関等と連携し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。
(がん登録の推進)

第十六条 県は、効果的ながん対策の企画及び立案並びにがん医療の水準の向上に資するがん登録を推進するため、必要な施策を講ずるものとする。

(県民運動の推進)

第十七条 県は、がん対策が、県、市町、保健医療福祉関係者、事業者及び県民が相互に連携し、主体的に取り組む県民総ぐるみの運動として推進されるように努めるものとする。

(財政上の措置)

第十八条 県は、がん対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成二十六年十月十四日発行

発行人所

山口県知事